



2009年度 5月試験再実施分
ファイナンシャル・プランニング技能検定

2級 実技試験

生保顧客資産相談業務

実施日 2009年6月28日(日)

試験時間 13:30～15:00(90分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は6月28日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

7月21日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

株式会社X社に勤務するAさん（45歳）は、平成21年5月に病気により死亡した。Aさんは、妻Bさん（45歳）、長男Cさん（19歳）、長女Dさん（18歳）、二女Eさん（15歳）の5人家族であった。

なお、Aさんおよび家族に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび家族に関する資料 >

Aさん

- ・生年月日 : 昭和38年12月5日
- ・死亡年月日 : 平成21年5月19日
- ・厚生年金保険の加入歴 : 平成15年3月まで204月（平均標準報酬月額280千円）
平成15年4月から73月（平均標準報酬額400千円）
- ・国民年金の加入歴 : 20歳から就職するまでの大学生であった間は、国民年金に未加入。

妻Bさん

- ・生年月日 : 昭和38年10月15日
- ・国民年金の加入歴 : 20歳からAさんと結婚するまでの間は、保険料を納付しており、Aさんと結婚後は、第3号被保険者として加入している。
- ・Aさんによって生計を維持されていた専業主婦であり、収入はない。

長男Cさん

- ・生年月日 : 平成元年9月19日
- ・大学2年生。Aさんの扶養親族であった。

長女Dさん

- ・生年月日 : 平成3年2月10日
- ・厚生年金保険の加入歴 : 平成21年4月から被保険者である。

二女Eさん

- ・生年月日 : 平成5年7月28日
- ・高校1年生。Aさんの扶養親族であった。

その他

- ・妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんおよび二女Eさんは、現在および将来においても障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 妻Bさんに支給される遺族給付の概要について説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のなかから選びなさい。

厚生年金保険の被保険者が死亡した場合，一定の要件のもとに遺族に対して国民年金からは遺族基礎年金，厚生年金保険からは遺族厚生年金が支給される。

遺族基礎年金を受けられる遺族は，死亡した被保険者によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」である。「子」というのは，()までの間にあるかまたは20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあり，かつ，現に婚姻していない子である。Aさんの遺族の場合，その対象となる「子」の人数は()人であり，妻Bさんに支給される遺族基礎年金の年金額(平成20年度価額(物価スライド特例措置による金額))は，()円である。他方，遺族厚生年金を受けられる遺族は，死亡した被保険者によって生計を維持されていた配偶者，子，父母，孫または祖父母であるが，妻以外の遺族は，年齢等の要件を満たしている必要がある。

語句群

1	2	3	792,100	1,020,000	1,247,900	18歳到達年度の末日
			18歳到達日を含む月の翌月の末日	18歳に達する日の前日		

《問2》 妻Bさんに支給される遺族厚生年金の年金額を，平成20年度価額(物価スライド特例措置による金額)に基づいて求めなさい。なお，計算にあたっては，下記<資料>を利用し，加算額については考慮しないものとする。計算過程を示し，計算過程の年金額は円未満を四捨五入し，答の年金額の端数処理は，50円未満は切り捨て，50円以上は100円に切り上げること。また，答は円単位とすること。

<資料>

$$\text{遺族厚生年金の年金額} = (\quad + \quad) \times 1.031 \times 0.985 \times \frac{3}{4}$$

平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

全加入期間が300月に満たない場合は，加入月数を300月とみなすため，上記で計算した額に300月を実際の加入月数で除したものを乗じる。

《問3》妻Bさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「Bさんが一定の要件に該当すれば、遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算額が加算されますが、当該加算額はBさんが65歳になると打ち切られます」

「仮に、Bさんが今後60歳になるまで会社員（厚生年金保険の被保険者）として勤務した場合、65歳以降は、遺族厚生年金の年金額とBさんの老齢厚生年金の年金額を比べ、有利なほうを選択して、どちらか一方の年金を受給することになります」

「仮に、Aさんの死亡から3年後にBさんが再婚した場合でも、遺族厚生年金は引き続きBさんに支給されます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

平成21年5月、Aさん（45歳）は10年前に加入した一時払養老保険の満期保険金を受け取った。Aさんは、現在、当該満期保険金の運用方法について検討している。

Aさんは、先日、普段利用している銀行を訪ねた際に、窓口の担当者から米国ドル建ての一時払終身保険の商品説明を受けた。Aさんは、これまで投資信託や国債等、幅広い金融商品を購入しているが、外貨建商品や生命保険についてはわからない部分がある。そこで、Aさんは、米国ドル建ての一時払終身保険の商品内容について、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

《問4》 Mさんはまず、Aさんに対して、外貨建保険の概要について説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選びなさい。

外貨建保険には、終身保険や個人年金保険等の種類があり、いずれも外貨で保険料を支払い、外貨で保険金や解約返戻金を受け取る仕組みが基本となっている。したがって、外貨預金や外貨建MMFなどと同様に、為替リスクを考慮する必要がある。仮に、解約時の為替レートが保険料払込時の為替レートに比べて（ ）になれば、円ベースで元本割れをする可能性がある。一方、円建保険よりも（ ）が比較的高めに設定されているというメリットは享受できる。ただし、（ ）は、通常、払込保険料の全額には適用されず、払込保険料から契約締結に必要な経費や保障のためのコスト等を控除した積立金に適用されるため、早期に解約をすれば為替レートに関係なく元本割れをする可能性がある。また、Aさんが銀行の窓口で外貨建保険に加入した場合、当該外貨建保険は（ ）の補償対象となるが、払込保険料の全額が補償されるものではない。

語句群

円高	円安	予定事業費率	積立利率（予定利率）	予定死亡率
預金保険制度		日本投資者保護基金	生命保険契約者保護機構	

《問5》 仮に，Aさんが下記<資料>の一時払終身保険（米国ドル建）に加入し，10年後に当該生命保険契約を解約した場合，Aさんの解約した年分の所得税において，総所得金額に算入される一時所得の金額を求めなさい。なお，計算過程を示し，答は千円単位とし，為替手数料等は考慮しなくてよい。

<資料>

保険の種類	: 一時払終身保険（米国ドル建）
契約者（＝保険料負担者）	: Aさん
一時払保険料	: 50,000US\$（払込時の為替レート：1 US\$ = 90円）
10年後の解約返戻金	: 60,000US\$（解約時の為替レート：1 US\$ = 110円）

《問6》 Aさんは，契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさん，死亡保険金受取人をAさんの妻とする一時払終身保険（米国ドル建）に加入しようと考えている。MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述～について，適切なものには印を，不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「一時払終身保険（米国ドル建）は，円建ての終身保険と同様に，あくまでも生命保険商品であるため，老後の生活資金や死亡保障の準備を重視して長期的な視点で加入してください。したがって，今回の加入が短期的な資産運用を目的としているならば，外貨建MMFや投資信託など他の金融商品を購入したほうが望ましいと思います」

「一時払終身保険（米国ドル建）に係る支払保険料は，通常の円建保険に係る支払保険料と異なり，所得税および住民税に係る生命保険料控除の対象になりませんので注意してください」

「仮に，Aさんが死亡し，Aさんの妻が一時払終身保険（米国ドル建）に係る死亡保険金を受け取った場合，円建ての終身保険と同じように，その死亡保険金は相続税における死亡保険金の非課税金額の規定が適用されます」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（66歳）は、X産業株式会社（以下、X社という）の代表取締役社長である。Aさんは、後継者に予定している長男Bさん（38歳）への事業承継にめどがついたため、今限りで勇退することを決意した。社長退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に勇退しようと考えている。X社は、Aさんに支給する役員退職金の原資として、下記〈資料〉の生命保険の解約返戻金を活用する予定である。

〈資料〉 X社が加入している生命保険の契約内容

保険の種類	終身保険（特約付加なし）
契約年月日	昭和61年7月1日
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	X社
保険料払込満了年齢	70歳満了
死亡保険金額	35,000千円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 設例 資料 の生命保険を現時点で解約した場合の経理処理（仕訳）について、下記〈条件〉を基に、空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を求めなさい。なお、空欄 ， は下記の語句群のなかから選ぶこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は 千円で示してある。

〈条件〉

- ・解約時点までにX社が支払った終身保険の保険料は、16,100千円である。
- ・解約時点の解約返戻金は、15,800千円である。

〈現時点で解約した場合の経理処理（仕訳）〉

借 方		貸 方	
現金・預金	千円	()	()千円
()	()千円		

語句群

解約返戻金	資本準備金	雑収入	保険料積立金	雑損失	利益準備金
退職給与引当金	役員給与引当金	当座預金			

《問8》 仮に、X社が、Aさんに役員退職金を50,000千円支給するとした場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は31年4カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問9》 Aさんは、X社の社長に就任する長男Bさんの役員退職金の準備や死亡した場合の事業保障資金の確保等を目的として、以下の生命保険に加入することを検討している。この生命保険に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

保険の種類	:	5年ごと利差配当付定期保険（特約付加なし）
契約者・死亡保険金受取人	:	X社
被保険者	:	長男Bさん
保険期間・保険料払込期間	:	99歳満了
死亡保険金額	:	80,000千円
年払保険料	:	1,500千円
65歳時の解約返戻金額	:	39,000千円

長男Bさんの死亡により、当該生命保険契約からX社が受け取る死亡保険金は、長男Bさんの遺族に支給する死亡退職金の原資や長男Bさんの死亡による自社株の分散を防止するための買取資金として活用することができる。

仮に、将来の事業年度において多額の利益が計上される場合、当該事業年度において数年分の保険料を前納保険料として支払えば、その前納保険料の2分の1が当該事業年度の損金の額として算入されるため、課税の繰延べ効果が期待できる。

死亡保険金受取人を長男Bさんの配偶者とした場合、X社が支払う保険料の2分の1が長男Bさんに対する役員給与として損金の額に算入され、残りの支払保険料が資産に計上される。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社役員であるAさん（50歳）は、妻Bさん、長男Cさんの3人家族である。Aさんの平成20年中の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（50歳）： 会社役員

妻Bさん（51歳）： 専業主婦。平成20年中に、収入はない。

長男Cさん（21歳）： 大学生。平成20年中に、アルバイトとして給与収入840千円を得ている。

全員、障害者および特別障害者ではない。

< Aさんの平成20年中の収入等に関する資料 >

(1) 役員給与（源泉徴収票の内容）

支払金額： 18,000千円

給与所得控除後の金額： 15,400千円

所得控除の額の合計額： 2,600千円

源泉徴収税額： 2,688千円

(2) 一時払変額個人年金保険（10年保証期間付終身年金）の解約返戻金

契約年月日： 平成17年12月14日

契約者（＝保険料負担者）： Aさん

解約返戻金： 1,800千円

正味払込済保険料： 2,000千円

(3) 一時払変額個人年金保険（確定年金）の解約返戻金

契約年月日： 平成14年11月7日

契約者（＝保険料負担者）： Aさん

解約返戻金： 8,700千円

正味払込済保険料： 7,000千円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成20年分の所得税の確定申告および所得税額の計算に関する次の記述 ~
について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

Aさんが平成20年中に解約した一時払変額個人年金保険(10年保証期間付終身年金)は、
契約から5年以内の解約であるため、当該解約返戻金は、税務上「金融類似商品」とし
て源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)の対象となる。

Aさんの一時払変額個人年金保険(10年保証期間付終身年金)の解約により生じた損失
の金額200千円は、一時払変額個人年金保険(確定年金)の解約により生じた保険差益の
金額1,700千円と内部通算(相殺)する。

Aさんは、平成20年分の所得税の確定申告において、最高650千円の青色申告特別控除の
適用を受けることができる。

《問11》 Aさんの平成20年分の所得税において、総所得金額に算入される一時所得の金額を求め
なさい。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問12》 Aさんに係る平成20年分の所得税の申告納税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 円で示してある。

(a) 総所得金額	() 円
社会保険料控除	円
生命保険料控除	50,000円
地震保険料控除	20,000円
配偶者控除	() 円
扶養控除	() 円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	2,600,000円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	円
(d) 算出税額 ((c) に対する税額)	() 円
(e) 源泉徴収税額	2,688,000円
(f) 申告納税額 (d - e)	円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
超 以下	%	円
1,950千円	5	-
1,950千円 ~ 3,300千円	10	97,500
3,300千円 ~ 6,950千円	20	427,500
6,950千円 ~ 9,000千円	23	636,000
9,000千円 ~ 18,000千円	33	1,536,000
18,000千円 ~	40	2,796,000

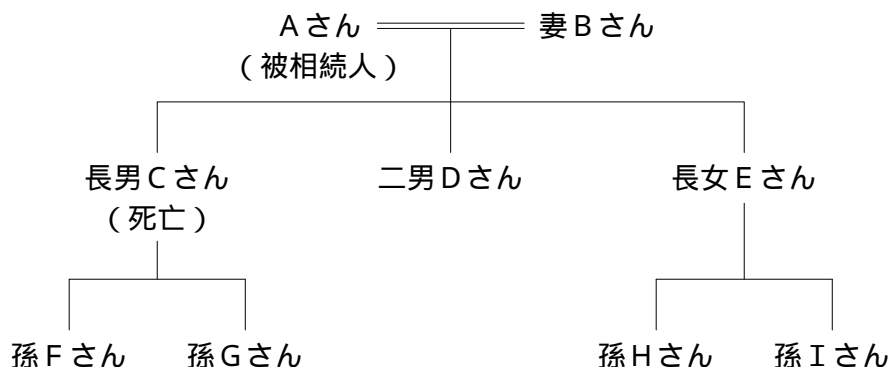
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成21年4月に病気により死亡した。Aさんの家族構成等は、以下のとおりで、Aさんに係る相続においては、遺贈による受遺者はなく、長男CさんはAさんの死亡前に亡くなっている。

< Aさんの家族構成 >



< Aさんの相続財産（みなし相続財産を含む） >

- 現金および預貯金等 …… 61,000千円
- 自宅（宅地） …… 45,000千円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額である）
- 自宅（建物） …… 15,000千円（固定資産税評価額）
- 死亡退職金 …… 30,000千円
- 死亡保険金（生命保険） …… 35,000千円（契約者（＝保険料負担者）および被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

Aさんに係るすべての相続財産は、相続人の全員による遺産分割協議により妻Bさんが取得した。

上記以外は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(以下、「本特例」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

相続または遺贈により取得した財産のうち、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について相続税の課税価格に算入すべき価額は、一定の面積までの部分について評価減が認められている。本特例の適用により、妻Bさんが相続により取得した「()」に該当する宅地は、最大()m²までの部分について()%の減額の適用が受けられる。

語句群							
20	50	80	200	240	400	特定居住用宅地等	特定事業用宅地等
貸家建付地							

《問14》 Aさんの相続に係る相続税額の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

Aさんの相続に係る法定相続人の数は5人であり、代襲相続人である孫Fさんの民法上の法定相続分は8分の1である。

妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けた場合、納付すべき相続税額は「0(ゼロ)」となる。

妻Bさんが死亡した場合の二次相続対策として、孫Hさんおよび孫Iさんを普通養子にすれば、相続税の計算における法定相続人の数が2人増えるため、将来における相続税額の軽減が期待できる。

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 千円で示してある。

現金および預貯金等	61,000千円
自宅（宅地および建物）	60,000千円
死亡退職金	30,000千円
死亡退職金の非課税金額	()千円
死亡保険金	35,000千円
死亡保険金の非課税金額	()千円
(a) 相続税の課税価格の合計額	千円
(b) 遺産に係る基礎控除額	()千円
課税遺産総額 (a - b)	千円
各法定相続人の法定相続分に応ずる税額	
妻 B さん	千円
二男 D さん	千円
長女 E さん	千円
孫 F さん	()千円
孫 G さん	千円
相続税の総額 (c)	()千円

< 相続税の速算表 >

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円